

MIZUHO CHINA MONTHLY

みずほ チャイナ マンスリー

2016 年 11 月号**中国経済**

1

中国債券市場の足元の動き

産業・地域政策

4

新 5 力年計画期における東北振興戦略の強化動向と将来展望④

—東北地域の発展現状と新たな産業・地域政策の策定・実施を中心に—

中国アドバイザリーの現場から

10

現場から見た CTC 制度の導入～香港統括会社ヒアリング調査から～

中国戦略

14

中国のライフサイエンス：CEO の視点（中）

法務

19

2016 年の中国における外商投資を取り巻く法改正について

税務会計

28

金融口座情報の自動的情報交換草案

人事労務

34

中国の社会保険制度

みずほ銀行
みずほ銀行(中国)有限公司

中国営業推進部
中国アドバイザリー部

みずほ銀行の中国情報ホームページ
～中国の経済、市場動向、規制と人民元取引に関する最新情報～
<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/index.html>

- Executive Summary -

中国経済	中国債券市場の足元の動き
中国債券市場の成長が著しい。量的な側面が注目されがちだが、商品性の多様化など、質的な面でも変化がみられる。本稿では、地方債やABSといった新たな商品性や、社債のデフォルト事情など、足元の中国債券市場のトピックスについて、ご報告したい。	
産業・地域政策	新 5 カ年計画期における東北振興戦略の強化動向と将来展望②
2003 年秋に東北振興戦略が提起されてから 10 年以上経つが、戦略推進の効果も多く見られたものの、2013 年を境に東北地域の経済には変調が見られ、各省とも成長率が低下している。東北経済に何が起きたのか、また新 5 カ年計画期に政府がどのような新しい策を打ち出したのか。本稿は、現地出張調査で得た情報を含め東北経済の現況を紹介し、新たな地域開発・産業政策の導入による効果を展望する。	
中国アドバイザリーの現場から	現場から見た CTC 制度の導入
2016 年 6 月、香港で CTC(税制優遇対象となる金融統括機能・会社制度)が施行された。これにより、要件を満たした企業は、一定の金融統括事業にかかる法人税が現行の 16.5% から 8.25% に半減される。本稿では、CTC 制度の概要及び本制度に対する現場の反応について述べる。	
中国戦略	中国のライフサイエンス : CEO の視点（中）
ヘルスケアは今なお中国政府の最優先課題の一つであり、ライフサイエンス産業は急成長期を過ぎたものの今後も 7% 以上の堅調な成長が見込まれている。本稿では KPMG が実施した業界インタビューの結果をもとに、3 回に分けて中国ヘルスケア市場概況と見通し、主な政策上の改革ポイントとそれらに対する参入企業の経営トップの反応などを紹介する。	
法務	2016 年の中国における外商投資を取り巻く法改正について
2016 年 10 月、中国における外資参入を取り巻く法制度が大きく改正された。外商投資企業の設立や変更について、外商投資参入特別管理措置、いわゆるネガティブリストによる管理となり、ネガティブリストに該当しない外商投資企業の設立や変更に関して、商務部門による管理は審査認可制から届出制に変更された。	
税務会計	金融口座情報の自動的情報交換草案
国家税務総局は、2016 年 10 月 24 日に「非居住者金融口座税務関係情報職責調査管理弁法(意見徵求稿)」を発表した。この公開草案は OECD が 2014 年に承認し G20 財務大臣・中央銀行総裁会議で支持された国境を超える脱税と租税回避を防止するための国際基準「共通報告基準」(CRS)に準拠して作成されており、2017 年 1 月 1 日から実施の予定とされている。	
人事労務	中国の社会保障制度
上海を除く中国の主要都市では、日本人を含む外国人就労者も社会保険加入が義務付けられている。本稿では、中国の社会保障制度を概観し、地域によって料率の異なる状況や社会保険の対象者、また社会保険料の不納付や低廉納付に対する罰則などについて解説している。	

中国の社会保険制度

大丁草企業管理諮詢(上海)有限公司
 (ガルベラ・パートナーズ上海)
 董事長 パートナー 吉住 幸延
 china@gerbera.co.jp

2011年10月15日に、『中国国内において就業する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法』が施行され、社会保険法第97条において「外国人就労者も社会保険加入の対象にする」ということが明文化されました。これにより、中国の主要都市では、日本人を含む外国人就労者も社会保険加入が義務付けられましたが、国際都市上海ではいまだ義務化がなされておりません。

とはいって、北京、天津、広州、成都、武漢などでは次々と実施されており、上海での義務化は時間の問題となっております。また、外資企業は社会保険料を法律通りに支払っている会社が大半ですが、内資企業のなかには納付基準（社会保険料の計算の基礎となる平均給与相当額。日本の社会保険制度でいうところの「標準報酬月額」と性質が似ている）を正しく申告していない会社も散見され、この状況は外資企業の中国市場での競争力を低下させる要因にもなっています。

■ 中国の社会保険制度の概要

中国の社会保険制度は、養老年金保険、医療保険、労災保険、失業保険、生育保険及び住宅積立金の6種類からなります。これ以外の任意加入保険もありますが、強制加入保険・積立金という意味では上記の6種類となります。つまり、これらの社会保険への加入は、労使双方が自由に選択したり、納付比率を協議したり、あるいは放棄することはできません。また、中国の社会保険制度は全国的に統一的なものとして制定されていますが、社会保険料自体を徴収している市または省といった各地方政府を単位に、各地の納付率及び条件はそれぞれの裁量に委ねられ、地域ごとに異なっているのが現状です。

養老年金保険	15年以上保険料を納めて定年に達した者（例外あり）が、退職後（老後）の年金として受給するもの。なお、中国の定年は、男性60歳、女性50歳（一部55歳）。
医療保険	業務外の疾病、傷病などの理由により、外来診療、急診、薬剤購入費用、入院費が発生した際に、これらの医療費に充てるために受給するもの。
労災保険	業務上災害や職業病などの理由により労災として認定された場合に、労災期間（24ヶ月以内）における賃金その他の費用に充てるために受給するもの。
失業保険	1年以上保険料を負担している従業員が、本人の意思によらずに失業し、かつ、求職の意思がある場合に受給するもの。なお、養老保険の受給者は受給することができない。

生育保険	女性従業員が妊娠・出産に関する検査費、助産費、入院費、薬剤費などの支払いに充てるために受給するものであり、また、休暇期間においては出産手当を受けることができる。
住宅積立金	使用者と従業員が、ともに同額の積立を行うもので、従業員が住宅の購入、新築、改築などの使用するための積立金。

■ 社会保険料の納付

日本の場合、社会保険料を計算する際は、給与に係る月額報酬と、賞与に係る月額報酬を、別々に計算しています。中国の場合は、社会保険料の計算においては、日本の標準報酬月額に相当するものを「納付基数」といい、これに保険料率を乗じて社会保険料を算出するのですが、その納付基数とは、原則として前年1年分の給与、賞与、その他の手当を合算した総年収を12で除して算出します。

ただし、保険料率は国が基準こそ定めていますが、各地方政府には裁量権が与えられており、各地方によって異なります。そして、中国の保険料率は日本の保険料率よりも相当高く、また日本と違って労使折半ではなく、企業側が高くなるように設定されているため、企業にとっては社会保険料の納付が大きな負担となっています。

また、納付基数には上限と下限があります。多くの地域では、上限はその地域の前年の平均月給の300%、下限は同60%とする規定が採用されています。たとえば上海について例示すると、2015年の平均賃金は月額5,939元だったので、2016年度の上限額と下限額はそれぞれ、17,817元、3,563元となります。各地方政府が発表している社会保険料率を下記に記載しますが、上海市では会社負担率の合計が39.5%、個人負担率の合計が17.5%で、合わせると57.0%になります。

もし、日本人駐在員の社会保険料の納付義務が生じた場合、おそらく日本人駐在員の納付基数は上限額に達するため、17,817元となり、これに会社負担率の39.5%を乗じると、1名あたり7,037元のコスト負担増となります。あるいは、手取を補償している日本企業も多いかと思いますが、その場合は個人負担率も合わせることになるため、社会保険料率は57.0%となり、10,155元のコスト負担増となります。

保険料は、新入社員の場合は前年の給与支給実績がないため、初任給を納付基数として扱います。一般的には、毎年4月（住宅積立金だけは7月）に更新します。つまり、3月までは前々年の平均給与の額を使用して算出し、4月に支給する給料からは、前年の平均給与の額を使用します。平均給与の算出方法は、前年の給料、賞与、その他の手当、交通費などを合算し、それを12で除して算出します。ただし、たとえば入社月における出勤日数が1ヶ月に満たない場合は、その月の給与については日割りではなく、1ヶ月分の給与総額に換えて算出します。また、入社時や退社時においても社会保険料は出勤日数に応じて日割按分はできませんので、毎月同額を支払うことになります。

(参考情報)

(上海) 社会保險				
	項目	比率%	会社負担分 (%)	個人負担分 (%)
①	養老年金保険	28.00	20.00	8.00
②	失業保険	1.50	1.00	0.50
③	医療保険	12.00	10.00	2.00
④	労災保険	0.50	0.50	0.00
⑤	生育保険	1.00	1.00	0.00
⑥	住宅積立金	14.00	7.00	7.00
	小計	57.00	39.50	17.50

出典：上海市人材資源・社会保障局

(北京) 社会保險				
	項目	比率%	会社負担分 (%)	個人負担分 (%)
①	養老年金保険	27.00	19.00	8.00
②	失業保険	1.20	1.00	0.20
③	医療保険	12.00	10.00	2.00
④	労災保険	0.30	0.30	0.00
⑤	生育保険	0.80	0.80	0.00
⑥	住宅積立金	24.00	12.00	12.00
	小計	65.30	43.10	22.20

出典：北京市人材資源・社会保障局

(広州) 社会保險				
	項目	比率%	会社負担分 (%)	個人負担分 (%)
①	養老年金保険	28.00	20.00	8.00
②	失業保険	3.00	2.00	1.00
③	医療保険	10.00	8.00	2.00
④	労災保険	0.50	0.50	0.00
⑤	生育保険	0.85	0.85	0.00
⑥	住宅積立金	16.00	8.00	8.00
	小計	58.35	39.35	19.00

出典：広州市人材資源・社会保障局

■ 社会保険の適用者

中国の社会保険は、固定従業員、臨時従業員、試用従業員、当地戸籍従業員、流動人員、董事、法人代表など、雇用主と労働関係を結んだあらゆる従業員に適用されます。外国人従業員についても、原則として適用されますが、主要都市のなかで上海だけは納付を免れています。

■ 社会保険料の不納付や低廉納付に対する罰則

特に内資企業で見られる不正ですが、企業が従業員と交渉して、社会保険の納付に関して、自己納付放棄申請をしたり、故意に納付基数を減額して申告した場合は、従業員の責任にはならず、企業の責任になります。関連法律法規に基づき、行政処罰および規律処分を受け、かつ、規定に基づき社会保険料が追徴されると同時に、滞納金などの罰金が発生します。企業側が適時、適額で社会保険料を納付しない場合の滞納金は、日歩 0.05%となり、また期限通りに納付しない場合は 1 倍から 3 倍の罰金が発生します。

吉住幸延

ガルベラ・パートナーズ・グループ 代表

大丁草企業管理諮詢（上海）有限公司 董事長
(ガルベラ・パートナーズ上海)



1993 年慶應義塾大学在学中に北京師範大学へ留学し、大学卒業後は海外 16 拠点に展開するグローバル企業で中国ビジネスに関わる。2005 年に税理士、社会保険労務士、司法書士など国家資格者によるワンストップサービスを行うガルベラ・パートナーズ・グループを立ち上げ、国内は東京、大阪、福岡に、海外は上海、香港、ロサンゼルス、ホーチミン、バンコクに事務所を設置して、国内外の税務労務と顧客の海外進出をサポート。現地法人の設立を支援するほか、国内外の法律に照らして年間 50 社以上の海外赴任規程（給与、税金、社会保険等）の作成を指導している。

ガルベラ・パートナーズの中国進出支援 <http://business.chinafocus.jp/>

ガルベラ・パートナーズの香港進出支援 <http://hongkong-support.com/>

ガルベラ・パートナーズの国際労務支援 <http://www.kokusairoumu.com/>